

特定商取引法 通信販売編2

問題

通信販売編2では、前回取り上げなかった通信販売での商品等の広告や申込みの最終確認画面の表示に関する留意点について、問題にしました。

不適切な表示等から生じるトラブルを減らすために、挑戦してみてください。

問題では、様々な場面を想定していますが、自身の取扱う商品やサービスに置き換えて考えてみてください。全部で10問です。

〔設問 1〕 通信販売の定義

以下の販売内容のうち、特定商取引法上の「通信販売」に該当するものはどれでしょう。

- ① オンラインゲーム内で使用するアイテムを有料で提供する。
- ② 消費者宅に出向いて勧誘し、持参したタブレット端末から契約申込みをしてもらう。
- ③ 電話によって勧誘し、消費者の端末で事業者のウェブサイトにアクセスして契約申込みをしてもらう。

〔設問2〕 通信販売と特定継続的役務の提供の定義

通信販売では、オンライン英会話など、消費者がインターネット上の広告を見て申し込み、レッスンの提供を受けるサービスがあります。契約の内容によっては、特定商取引法の特定継続的役務の提供に該当する場合があります。それは次のうちどれでしょう。

- ① オンライン英会話で契約期間2か月、5万円を超える契約
- ② オンラインヨガで契約期間2か月、5万円を超える契約
- ③ オンラインボイストレーニングで契約期間1か月、5万円を超える契約

〔設問3〕 広告表示義務違反

通信販売の広告において、広告表示しなければいけないのはどれでしょう。

ア…代金引換手数料の金額

イ…利用可能な代金の支払方法全て

ウ…代金の支払時期と商品の引渡時期

① ア、イ

② イ、ウ

③ ア、イ、ウ

〔設問4〕 メール広告の提供等についての記録の保存期間

電子メール広告の提供について、消費者から承諾や請求を受けた場合、その承諾や請求があった記録を保存することが必要な期間は、次のうちどれでしょう。

- ① 電子メール広告の配信を終了するまで
- ② 消費者の承諾や請求があった日から3年間
- ③ 最後に電子メール広告を送信した日から3年間

〔設問5〕 最終確認画面(申込みとなることの表示について)の表示

インターネット通信販売の申込みの最終確認画面において、あるボタンをクリックすれば、それが契約の申込みとなることを、消費者が容易に認識できるボタン表示として適切なものはどれでしょう。

- ① 初めて注文する人がお試し金額で購入可能な商品は「お試し」と表示されたボタンを押すと注文できるようになっている。
- ② 「次へ」と表示されたボタンを押すと購入完了画面に移動するようになっている。
- ③ 注文内容が全て表示されている画面の下に、「注文を確定する」というボタンがある。

〔設問6〕 確認画面(確認・訂正機会の提供)の表示

インターネット通信販売の申込みの最終確認画面において、消費者が注文内容を確認でき、訂正を容易にできるような画面の構成として、適切でないものはどれでしょう。

- ① ブラウザに戻るボタンがあるので、特に内容を確認・訂正するための説明やボタンは用意していない。
- ② 「注文内容を訂正する」ボタンをクリックすることで訂正できるようにしている。
- ③ 注文内容の詳細を表示した下に「注文確定」ボタンを置いている。

〔設問7〕 定期購入の表示方法(申込みとなることの表示)

インターネット通信販売で定期購入商品を販売する場合、申込みの最終確認画面で消費者が定期購入契約の内容を確認する上で、適切な表示方法はどれでしょう。

- ① 定期購入契約の主な内容をすべて記載するため、「注文確定」ボタンの下にフォントを6ポイントにして全文を掲載している。
- ② 各回の支払金額が同一金額である場合は、支払総額については表示を省略する。
- ③ 自動更新の契約の場合「購入者から解約通知がない限り契約が継続する」旨を表示する。

〔設問 8〕 誇大広告の禁止

商品の「性能」や「効能」をうたう広告の根拠として、法律上問題がないものはどれでしょう。

- ① モニターで商品を使用した10人の感想
- ② 国公立の試験研究機関による試験結果
- ③ 美容クリニック医師の意見

〔設問 9〕 返品特約の表示②

インターネット通信販売で最終申込み画面に返品特約を表示するとき、消費者にとって容易に認識しやすい表示は次のうちどれでしょう。

- ① 返品特約は文字数が多いので、フォントを8ポイントにして画面の最下部に全文表示している。
- ② 「返品に関するお知らせ」のボタンを表示している。クリックすると、共通表示部分に掲載している「返品特約」が表示される。
- ③ 「ご利用ガイド」をクリックすると、大量の文章が表示され、複数回スクロールすると「返品特約」が出てくる。

〔設問10〕 電子メール広告の提供を受けない旨の意思表示

以下のうち、電子メール広告の提供を受けない旨の意思表示を、当該電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示していないおそれがあるのはどれか。

- ① 膨大な画面をスクロールした先に「配信中止はこちら」と小さく表示する。
- ② 電子メール広告の本文の最前部に、配信を停止するための電子メールアドレスやURLを表示する。
- ③ 下線を引いたり、線で囲むなどして「配信中止はこちら」と明記する。